

花苗仕様書

- 第1条 本仕様書は、相双管内における道路美化運動に適用する。
- 第2条 別紙による納入先へ配布するものとする。なお、納入日時については事前に連絡するものとする。
- 第3条 配達する際に使用する箱については、速やかに撤去するものとする。
- 第4条 その他の作業を実施するにあたり疑義が生じた際は、監督員と協議のうえ実施するものとする。
- 第5条 仕様書等疑義がある場合、福島県相双建設事務所 管理課 佐藤技師（電話 0244-26-1183）まで確認すること。